

行政事業レビューシート (内閣府)

予算事業名	被災者生活再建支援法施行に要する経費		事業開始年度	平成11年度	作成責任者	
担当部局庁	政策統括官(防災担当)		担当課室	参事官(災害復旧・復興担当)	参事官 青木 重仁	
会計区分	一般会計		上位政策	防災基本政策の企画立案等		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	被災者生活再建支援法		関係する計 画、通知等	-		
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	被災者生活再建支援法は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。					
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	別添「被災者生活再建支援制度の概要」参照					
実施状況	<p>・平成21年度における被災者生活再建支援法の適用状況は以下のとおりである。 平成21年中国・九州北部豪雨災害(山口県防府市、山口市、福岡県飯塚市) 平成21年台風第9号災害(兵庫県(全域)、岡山県美作市)</p> <p>・平成21年度においては、(財)都道府県会館から被災者に対し1,703百万円の被災者生活再建支援金が支給され、支給額の1/2である851百万円の国庫補助金を交付した。</p>					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	9,999	5,170	1,171	776	600
	執行額	2,413	2,108	851		
	執行率	24.1%	40.8%	72.7%		
	総事業費(執行ベース)	4,826	4,215	1,703		
自己点検	支出先・ 用途の把 握水準・ 状況	この事業は、被災者生活再建支援法人((財)都道府県会館)が被災者に支給した被災者生活再建支援金の1/2を被災者生活再建支援法に基づき補助金を交付するものであり、内閣府では、支援法人から被災者への支出状況についての的確に把握している。				
	見直しの 余地	当該支援金については被災者生活再建支援法(議員立法により創設)により規定されており、見直しには原則として法改正が必要である。なお、平成19年11月の法改正時における衆・参の災害対策特別委員会の附帯決議により、法改正から4年を目途に制度の見直しなどの総合的な検討を行うこととされている。				
化予 算監 視の 所効 見率	制度の円滑な運用に努めるとともに、制度の見直しなどの総合的な検討を進めるべき。					
補 記	各年度における繰越額 平成19年度: 4,570百万円 平成20年度: 571百万円 平成21年度: 176百万円					

都道府県

相互扶助の観点から基金拠出  
・平成11年度 300億円  
・平成16年度 300億円

被災者生活再建支援法人  
((財)都道府県会館)

都道府県の拠出により基金を設置  
※平成20年度末残高 539億円

申請  
(市町村・都道府県経由)

支援金の支給  
※平成21年度  
1,703百万円

【法律で規定・補助】  
支援金支給額の1/2を補助  
※平成21年度  
851百万円

被災者

国

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロック  
 ごとに最大の  
 金額が支出さ  
 れている者につ  
 いて記載する。  
 使途と費目の  
 双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.(財)都道府県会館			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	被災者生活再建支援金の支給	1,703			
	※国からの補助金額は1/2				
計		1,703	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

# 被災者生活再建支援制度の概要

## 1. 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)

## 2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

## 3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

## 4. 支援金の支給申請

- (申請窓口) 市町村
- (申請時の添付書面) ①基礎支援金: 災証明書、住民票 等  
②加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- (申請期間) ①基礎支援金: 災害発生日から13月以内  
②加算支援金: 災害発生日から37月以内

## 5. 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。(基金の拠出額:600億円)
- 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。